毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和３年11月１日
月　曜　日

第4855号

目　　次

人事委員会訓令
○富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令　1
公　　告
○応急入院指定病院の指定　2
○特例認定病院の認定

訓　　令

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和３年11月１日

富山県人事委員会
委員長　久　保　精一郎

富山県人事委員会訓令第３号

事務局

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務局文書管理規程（昭和62年富山県人事委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第３項第１号中「、及び決裁欄を設け」を削り、同項第２号中「決裁欄を設け」を「処理案を朱書し」に改め、同条第４項第１号中「し、及び認印を押す」を「する」に改める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

（人委・職員課）

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

公　　告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第33条の７第２項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定した。

令和３年11月１日

富山県知事　新　田　八　朗

１　精神科病院名　独立行政法人国立病院機構北陸病院

２　所　在　地　南砺市信末5963番地

３　指 定 期 間　令和３年11月１日から令和６年10月31日まで

特例認定病院の認定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第21条第４項後段及び第33条第４項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和３年11月１日

富山県知事　新　田　八　朗

１　精神科病院名　独立行政法人国立病院機構北陸病院

２　所　在　地　南砺市信末5963番地

３　認 定 期 間　令和３年11月１日から令和６年10月31日まで

令和３年11月１日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番